

## 瀬戸市ごみ処理費用の有料化に関するQ&A

Q 有料化しないとごみが減らないの？他の方法もあるのでは？

A 本市では、これまで資源化できるミックスペーパーの分別徹底や食品ロスの削減など、ごみ減量や資源化の推進に向けて取り組んでまいりましたが、いまだに燃えるごみ、燃えないごみの中に資源物が含まれております。資源分別の徹底を推進し、ごみ減量につなげるための施策として、有料化の検討に至りました。

Q 有料化の導入については、どうやって決めたの？

A 瀬戸市一般廃棄物処理基本計画で「家庭系ごみの適正負担(有料化)の検討」をごみ減量の施策として位置付けております。瀬戸市環境衛生審議会において、「一般廃棄物処理費用にかかる適正負担について」平成31年2月より慎重な審議を重ね、令和3年3月に有料化の推進を早期に図る旨の答申を受けました。

Q 今も袋を買っている。有料化とは違うの？

A 現在の指定袋は、袋の原価と流通のコストのみの価格となっており、処理費用を課金していないため有料化ではありません。

Q 今使っている袋が有料化開始までに使いきれぬか心配です。本当に使えなくなるのですか。

A 有料化制度を市民の皆様へ公平に実施いただくためにも、令和5年の制度開始後は、現在の指定袋(黄色、桃色)は燃えるごみ、燃えないごみの袋としてはご利用いただけません。残ってしまった袋は、古布やミックスペーパー等、資源物をお出しいただく際にご利用いただくようご案内して参ります。

Q 有料化すると不法投棄が増えそうで心配です。

A パトロールの実施や監視カメラの設置等の強化、警察や地域と連携を図りながら監視・指導を強化していきます。

Q 手数料はどうやって決めたの？一気に上げるのではなく段階的に上げられないの？

A すでに有料化を導入している市町村を参考に、継続してごみの減量効果が得られる金額に設定しており、段階的な引き上げは考えておりません。

Q 消費税はかかりますか？

A いいえ。袋の販売価格は手数料金額となりますので、消費税はかかりません。

## Q 有料化の対象外は地域清掃のごみだけなの？

A 有料化はごみ減量のための施策となりますが、地域の皆様が環境美化のために行っている地域清掃のごみを対象外にすることを想定しております。しかし、有料化制度は、市民の皆様にご負担をいただくものとなりますので、対象外とすべき品目についてのご意見をぜひお寄せください。

## Q 有料化は、市がお金を取りたいだけでしょ？

A 有料化の目的は、市の財源をまかなうものではなく、ごみ減量と資源化を推進するためのものです。ごみが減り、処理費用を減らすことができれば、今までごみ処理に使っていたお金で障がい者、高齢者そして子どもへの支援施策の実施に活用することができます。